

ひとり親世帯等及び多子世帯の保育料負担軽減について

軽減措置の概要

これまで国の保育料負担軽減措置として、国における階層区分の第3階層に該当する要保護世帯等(ひとり親・在宅障害)については月額保育料から1,000円を減額(柏市においては半額)する措置がとられていた。また、多子世帯に対しては、小学校就学前(幼稚園では年少から小学校3年生まで)の範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料とされてきた。

平成28年4月から、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当の要保護世帯等(ひとり親・在宅障害)については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化とする。

・要保護世帯等に係る特例措置の拡充

保育認定子ども

階層区分	H27減額後	H28減額後	第2子 無料
③市民税均等割のみから所得割48,599円まで	1,000円減額	1,000円減額後の1/2	
④所得割48,600円から77,100円まで	通常額	1/2	

教育認定子ども

階層区分	H27減額後	H28減額後	第2子 無料
③所得割対象者77,100円まで	1,000円減額	1,000円減額後の1/2	

・多子世帯に係る特例措置の拡充

下記表に該当する児童の保育料について、第2子は半額、第3子は無償化となる。

保育認定子ども

階層区分	H27減額後	H28減額後
②市民税非課税まで	兄弟就学前	兄弟生計を一
③市民税均等割のみから所得割48,599円まで		
④所得割48,600円から57,699円まで		
所得割57,700円以上	兄弟就学前	

教育認定子ども

階層区分	H27減額後	H28減額後
②市民税均等割のみまで	兄弟小3以下	兄弟生計を一
③所得割対象者77,100円まで		
所得割77,101円以上		兄弟小3以下

※ ②, ③, ④は、それぞれ、国の基準の第2階層、第3階層、第4階層のこと。

※ 兄弟就学前とは、「在園している子の上の子が、小学校就学前まで」の場合

※ 兄弟小3以下とは、「在園している子の上の子が、小学校3年生以下」の場合

資料4

保育料比較

要保護世帯における減額(半額)後の料金比較
保育認定子ども

階層区分	国		柏市		
	3歳未満	3歳以上	0~2歳	3歳	4・5歳
③-1 市民税均等割のみ	9,750	8,250	2,950	2,350	2,350
③-2 所得割5,000円未満			3,850	3,050	3,050
③-3 所得割5,000~18,599円			4,750	3,750	3,750
③-4 所得割 18,600~33,599円			5,650	4,450	4,450
③-5 所得割 33,600円~48,599円			6,550	5,150	5,150
④-1 所得割48,600~56,999円	15,000	13,500	8,200	6,200	6,050
④-2 所得割57,000~66,999円			9,850	7,250	6,950
④-3 所得割67,000~76,999円			11,500	8,300	7,850
④-4 所得割77,000~86,999円			13,150	9,350	8,750

※ 年齢は、保育年齢を記載している。

※ 保育認定子どもは保育標準時間の料金を記載している。

単位:円/月

教育認定子ども

階層区分	国	柏市	
		3歳	4・5歳
③-1 市民税所得割19,000円未満	7,550	3,000	3,000
③-2 所得割19,000~37,999円		4,000	4,000
③-3 所得割38,000~56,999円		4,950	4,950
③-4 所得割57,000~77,1000円		5,900	5,700